INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER





有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 174 2017年3月30日

インドネシア 特許年金納付の代理権に係る委任状について

インドネシア特許庁は2017年1月、インドネシア特許法 (No. 13 of 2016) 第127条に関する新たな規則を発表しました。

今後、インドネシア代理人は特許の年金納付を行う際、年金納付の代理権に係る、 権利者による新たな委任状を特許庁に対し提出することが義務づけられます。

年金納付の代理権に係る委任状は、すべてのインドネシア特許について、年金納付時に「毎回」提出する必要があります。但し、「原本」を最初の年金納付時に提出することが必須ですが、残りの年は同「写し」での提出が認められます。

弊社にて年金管理中のインドネシア特許につきましては逐次、依頼人様へ年金納付期限のご案内をお送りする際に、委任状に関するご案内を添付させていただきますのでご了承下さい。

以上

(情報提供: Am Badar & Partners)